

◎政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会社等の寄附等の禁止）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項、第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項、第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十二条の六の三において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの対価の支払については、適用しない。</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の方に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に對するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 （同上）</p>

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、三千万円を超えることができない。

2・3 (略)

(本人の名義以外の名義等による寄附等の制限)

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 (略)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

4・5 (略)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (略)

(雇用関係の不当利用等による寄附等の制限)

第二十二條の六の三 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不当に利用して、

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3 (同上)

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 (同上)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4・5 (同上)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (同上)

(新設)

又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

(寄附のあつせん等に関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせん又は対価の支払のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附又は対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附又は対価として支払われる金銭等を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (略)

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (同上)

2・3 (略)

(削る)

4| 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

2・3 (同上)

4| 第二十二條の六第一項及び第三項並びに前條の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二條の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同條第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前條第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせんと、当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせんと、当該寄附」とあるのは「、対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5| 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

改正案	現行
<p>（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（<u>第一号若しくは第二号に掲げる団体又は第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち同法第十九条第二項に規定する資金管理団体（次項において単に「資金管理団体」という。）であるもの</u>）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、<u>同号ロに掲げる団体</u>に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号口の候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中に</p>	<p>（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（<u>第一号又は第二号に掲げる団体</u>）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、<u>第四号ロに掲げる団体</u>に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により<u>第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中に</u>されたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として</p>

されたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職(ロにおいて「公職」という。)にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者(公職選挙法第八十六条から第八十六

公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。又は当該公職の候補者とならうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号若しくは第二号に掲げる団体又は同項第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち資金管理団体であるものに対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人はその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額。以下この項において同じ。）が二

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人はその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額）が二千元（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除

千円（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該特定寄附金等の金額を控除した残額。以下この項において「特定控除額」という。）を超える場合には、その年の所得税の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年の所得税の額の百分の二十五に相当する金額（当該金額が一万円から特定控除額を控除した金額を超えない場合には、当該控除して得た金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一万円以下である場合 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から特定控除額を控除した金額

二 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一万円を超え五万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万円から特定控除額を控除した金額

ロ 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から一万円を控除した金額の百分の五十に相当する金額

三 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が五

した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

（新設）

（新設）

（新設）

3
3
6
6
(略)

万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 三万円から特定控除額を控除した金額

ロ 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から五万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額

3
3
6
6
(同上)